

Twitter の管理運営者に対する投稿記事削除請求

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第二小法廷
【裁判年月日】 令和 4 年 6 月 24 日
【事 件 番 号】 令和 2 年（受）第 1442 号
【事 件 名】 投稿記事削除請求事件
【裁 判 結 果】 破棄自判
【参 照 法 令】 民法 2 条・198 条・199 条・709 条
【掲 載 誌】 民集 76 巻 5 号 1170 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25572215

名城大学教授 飯屋篤子

事実の概要

X は、平成 24 年 4 月、旅館の女性用浴場の脱衣所に侵入したとの被疑事実で逮捕された。X は、同年 5 月、建造物侵入罪により罰金刑に処せられ、同月、その罰金を納付した。

X が上記被疑事実で逮捕された事実（以下「本件事実」という。）は、逮捕当日に報道され、その記事が複数の報道機関のウェブサイトに掲載された。

同日、ツイッター上の氏名不詳者のアカウントにおいて、本件各ツイートがされた。本件各ツイートは、いずれも上記の報道記事の一部を転載して本件事実を摘示するものであり、そのうちの 1 つを除き、その転載された報道記事のウェブページへのリンクが設定されたものであった。なお、報道機関のウェブサイトにおいて、本件各ツイートに転載された報道記事はいずれもすでに削除されている。

X は、上記の逮捕の時点では会社員であったが、現在は、その父が営む事業の手伝いをするなどして生活している。また、X は、上記逮捕の数年後に結婚したが、配偶者に対して本件事実を伝えていない。

ツイッターには、利用者の入力した条件に合致する検索機能が備えられており、利用者が X の氏名を条件としてツイートを検索すると、検索結果として本件各ツイートが表示されることから、X は、各ツイートにより X のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益等が侵害されていると主張して、ツイッターを運営する Y に対し、人格権ないし人格的利益に基づき、本件各ツイ

ートの削除を求めた。

原審は、Y がツイッターの利用者に提供しているサービスの内容やツイッターの利用の実態等に照らすと、X が Y に対して本件各ツイートの削除を求めることができるのは、X の本件事実を公表されない法的利益と本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に関する諸事情を比較考量した結果、X の本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合に限られると解するのが相当であるところ、X の本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえないとして、削除を認めなかった。

X 上告。

判決の要旨

「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるというべきであり、このような人格的価値を侵害された者は、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができる。そして、ツイッターが、その利用者に対し、情報発信の場やツイートの中から必要な情報を入手する手段を提供するなどしていることを踏まえると、X が、本件各ツイートにより X のプライバシーが侵害されたとして、ツイッターを運営して本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける Y に対し、人格権に基づき、本件各ツイートの削除を求めることができるか否かは、X の本件事実を公表されない法的利益と本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に関する諸事情を比

較衡量して判断すべきもので、その結果、Xの本件事実を公表されない法的利益が本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に優越する場合には、本件各ツイートの削除を求めることができるものと解するのが相当である。」とした上で、諸事情に照らし、Xの本件事実を公表されない法的利益が本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に優越するものと認めるのが相当であるとし、本件各ツイートの削除を認めた第一審判決を支持した。

判例の解説

一 はじめに

本件は、ツイッター（インターネットを利用してツイートと呼ばれる140文字以内のメッセージ等を投稿することができる情報ネットワーク）のウェブサイト に投稿された各投稿記事（各ツイート）によって、個人のプライバシーが侵害されたとして、ツイッターを運営して本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける運営者に対して、本件各ツイートの削除請求が認められた事例である。第一審¹⁾は、「本件逮捕に関する事実を公表されない原告の法的利益は、本件各投稿記事により本件逮捕に関する事実の公表を継続する法的利益ないし必要性に優越するものと認められる。」として当該各ツイートの削除を認めたが、控訴審²⁾では「本件各投稿記事を一般の閲覧に供する諸事情よりも本件逮捕の事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない。」として、当該各ツイートの削除を認めなかった。これに対して本件では、控訴審における「優越することが明らかである」という要件を採用せず、第一審と同様に、原告の「本件事実を公表されない法的利益が本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に優越する」ことを認め、本件各ツイートの削除を認めたものである。

これまででも、プライバシー侵害の救済を求める事例は多く存在したが、侵害行為の差止めについてその基準を明確に示したものはなかったところ、最判平成29年決定（いわゆるGoogle検索結果削除請求事件）³⁾において、プライバシー侵害に基づく差止め（検索結果の削除）のための一定の基準が示された。本件は、平成29年決定以降では初めて、最高裁において、インターネット上

の記事等についてのプライバシー侵害に基づく差止請求が問題となった事例である。先に述べた第一審判決と控訴審判決の結論の違いは、この平成29年決定で示された基準（当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合に削除を求めることができるとする基準。下線で示した部分を称して、以下「明らかな要件」とする。）を本件において採用したか否かにある。そして本件は、平成29年決定とは異なり、「明らかな要件」を採用しなかった。本件が「明らかな要件」を採用しなかった理由（平成29年決定との違い⁴⁾）については、すでに先行する優れた判例評釈が多数出されているため⁵⁾、本稿ではこれ以上深い検討は行わない。本稿では、プライバシー侵害に基づく差止めが認められる基準について、「明らかな要件」以外の点を考察するものである。

二 プライバシー侵害における違法性判断と差止基準

1 不法行為成立要件としての違法性判断と差止基準としての違法性判断

まず、プライバシー侵害事例における違法性の判断方法についてである。これまで問題となったプライバシー侵害事例においては、プライバシー侵害に基づく不法行為の成立が問題となっていた。例えば、最判平成6年判決⁶⁾（いわゆる「ノンフィクション『逆転』」事件）も最判平成15年判決⁷⁾（いわゆる「長良川事件報道」事件）も、前科情報の公開をプライバシー侵害であるとして、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案であり、また、最判平成14年判決⁸⁾（いわゆる「石に泳ぐ魚」事件）は、不法行為に基づく損害賠償と共にプライバシー情報を記載した小説の出版差止めを求めた事案であった。これに対して、平成29年決定も本件も、いずれも不法行為の成立については言及せずに、行為の違法性の判断によって差止めの可否を判断したものである。

先の3つの不法行為事例においては、不法行為の成立要件としての違法性の判断が行われている。原則として、個人のプライバシー情報をみだりに公開する行為は、それ自体違法な行為であると評価されるが、表現行為により人のプライバシーが侵害されたとしても、表現の自由との調整

の法理により、一定の場合には、当該表現行為は違法性ないし有責性を欠くと判断されうる。そして、不法行為成立のための違法性の判断については、前科等のプライバシーに属する情報を公開されない法的利益とこれを公開する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に行為の違法性を認め、不法行為が成立するとの判例法理が確立されている⁹⁾。また、インターネット上の記事等の削除請求を求める2つの事例（平成29年決定及び本件）においてもこれらの不法行為事例と同様に、プライバシーに属する情報を公表されない法的利益とこれをネット上に掲載する理由とを比較衡量して、前者が後者に優越する場合（平成29年決定においては優越することが「明らか」である場合）には削除が認められるとしている。したがって、いずれの場合にも比較衡量による違法性判断が行われ、しかもそこで比較されるべき要素は（具体的内容には違いはあるが）同じであるといえる。しかしそれで良いのか。

インターネット上の誹謗中傷の投稿等により人格権が侵害される場合について、「損害賠償と差止との関係については、これまで、差止と損害賠償とで要件は同じなのか、それとも、差止の方がより厳しい要件なのか（損害賠償は認められても差止が認められない場合がありうるのか）などといった議論もなされてきたところである。しかしながら、人格権侵害の損害賠償や人格権に基づく差止の要件は、損害賠償は過去になされた行為の責任が問題となるのに対し、差止は将来に向けた侵害の除去又は防止が問題となるというそれぞれの対象や基準時の違いを踏まえつつ、個別具体的に検討すべきであり、損害賠償と差止との要件の異同を抽象的に論ずるのは相当ではないと考えられる」と述べるものがある¹⁰⁾。しかしこのことは、これまで名誉毀損について述べられてきたこととかけ離れてはいまいか。表現行為を事前に差し止めるからこそ、慎重にならなければならないのではなかったか¹¹⁾。インターネット上の投稿の削除は、公開されたのちに行われるため、事前規制であるとは言い難く、また、被害が急速に拡散しやすく、再度の投稿も容易であるといった性質や効果の相違が考慮されたとの指摘もあるが¹²⁾、平成29年決定及び本件のいずれにおいても、この点が考慮されたことが明確に示されているものではない。

2 損害賠償請求（不法行為責任）の方が差止請求よりハードルが高いのか

例えば、不法行為責任としての損害賠償請求については、過失が必要となるところ、本件でも採用した人格権に基づく差止請求を認める根拠は、権利の効力として差止めを認める考え方であり、物権と同様に排他性が認められるべき権利について、物権的請求権に準じて差止請求権を付与するという考え方に基づいている¹³⁾。したがって、差止請求の相手方（本件では削除義務者たるツイッター管理者）は、プライバシー侵害の事実を知るまで過失はなく損害賠償義務は認められないが、差止請求については、プライバシーに属する情報を公表されない法的利益の優越性だけで違法性が認められ、妨害排除義務（削除義務）が認められると考えることができる¹⁴⁾。そう考えるのであれば、なるほど違法性判断については不法行為責任の成立と同様の基準（比較衡量）をとりながら、それだけで削除を認めることは首肯できなくもない。違法性判断の目的が、差止めの可否のみにあり、比較衡量すべき事情も「差止めを認めるか否か」という点を判断するにふさわしい事実でありうるからである。

しかしこれは、本件の場合のように、加害者（＝表現者）≠削除請求の相手方である場合だからこそいえることであって、加害者（＝表現者）が削除請求の相手方である場合、すなわち請求の相手方に損害賠償義務が生じる場合にも同様のことがいえるのかは、別途検討すべきであろう。この場合には、不法行為の成立要件に係る違法性判断と差止請求に係る違法性判断とが同一事件において行われることにより、不法行為成立要件としての違法性判断としての比較衡量のみによって行われ、そしてそれが差止めを認めうるにふさわしい事実を衡量したか否かは問われないままに同じ比較衡量によって差止めの可否が判断される可能性が高い。違法性判断の方法としては両法益の比較衡量で良いだろうが、衡量すべき事実・内容が、不法行為成立要件と差止要件とで同じで良いかどうかは、再度検討する必要がある。したがって本件においても、不法行為事例と同様の内容での比較衡量で良かったのかどうかは、検討しておくべきであろう¹⁵⁾。その意味では、本件について、不法行為の基本的な理論の理解が疎かであったと評価すべきであろう¹⁶⁾。

三 本件の射程

したがって、本件についてはその射程を狭く見るべきである¹⁷⁾。しかし、いかに「事例判決である」と述べたところで、その結論が独り歩きすることを止めることは難しい。現に、総務省の「プラットフォームサービスに関する研究会と第二次とりまとめ」（2022年8月）が、「インターネット上の投稿等の削除を請求することができる法律上の権利として、人格権（人格的利益を含む、以下同じ。）に基づく差止請求権をあげており、あるインターネット上の投稿等について、その被害者が投稿者又はプロバイダ等に対して人格権に基づく差止請求権を有する場合には、被害者から削除請求を受けた投稿者又はプロバイダ等は、当該投稿等を削除する法律上の義務を負う¹⁸⁾」として、いることを指摘して、プロバイダ等が被害者から削除を求められた事案について、人格権に基づく差止請求権が成立しているならば、プロバイダ等は、司法判断を待たずとも、これを削除しなくてはならない法律上の義務を負う可能性のあることを表したものと評価したうえで、本件を引用し、あたかも本件が人格権に基づく差止請求権によってインターネット上の投稿等を削除することができる場合一般の基準を示したかのような表現をしているものが見受けられる¹⁹⁾。

このような状況を見れば、きちんとした法理の示されないまま、事例のみが積み重ねられ、平成29年決定や本件の違法性判断基準が、無批判にプライバシー侵害に係る差止請求の場合の違法性判断基準として採用され、なし崩し的に一般化されていく恐れがある。

いまいちど、不法行為の基本に立ち戻って、プライバシー侵害の差止めにおける一般的な要件について、検討すべきであると考え。

●——注

- 1) 東京地判令1・10・11判時2462号17頁。
- 2) 東京高判令2・6・29判時2462号14頁。
- 3) 最判平29・1・31民集71巻1号63頁（検索事業者が提供する検索結果に、過去の犯罪歴等が書き込まれたウェブサイトのURL等情報が含まれるとして、本件検索結果の削除を求める仮処分命令の申立てをした事案）。
- 4) 成原慧「ツイッターという場の性質とツイート削除の判断基準」法教508号52頁や巻末矢紀「ツイッター投稿記事削除請求事件」法教505号135頁など、「明らか要件」の要否を、削除義務者であるGoogleとTwitterの「情

報流通の基盤性」の違いに求めるものが多い。

- 5) 村田健介「Twitter上に残る逮捕に関する投稿記事の削除請求——最二小判令和4・6・24」法セ816号57頁以下、同「自らの逮捕事実を速報するツイートをした者がTwitterの運営者に対して上記ツイートの削除を求めることの可否」ジュリ1579号92頁以下、曾我部真裕「ツイート削除請求事件——最二判令和4・6・24裁判所ウェブサイト」NBL1230号13頁以下、水谷瑛嗣郎「前科にかかわる情報をSNSから削除することを求めた事例」新・判例解説Watch（法セ増刊）32号31頁以下、成原・前掲注4）49頁以下など参照。
- 6) 最判平6・2・8民集48巻2号149頁。
- 7) 最判平15・3・14民集57巻3号229頁。
- 8) 最判平14・9・24裁判集民207号243頁。
- 9) 栗田昌裕「短文投稿サイト『Twitter』を管理運営する者に対する投稿記事の削除請求が棄却された事例——ツイッター投稿記事事件」判評751号150頁。
- 10) 『インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会取りまとめ——削除要請の取り組みに向けた問題整理と検討』（別冊NBL180号）「取りまとめ」5～6頁。
- 11) 成原・前掲注4）53頁以下など参照。
- 12) 成原・前掲注4）54頁。
- 13) 藤岡康宏『民法講義V 不法行為法』（信山社、2013年）500頁以下など参照。
- 14) 平野裕之「ツイッター上の7年以上前の犯罪事実の投稿につき削除請求がされた事案（東京高判令2・6・29）」現代消費者法52号100頁など参照、また、削除請求に関する法理をプライバシー侵害を理由とする差止請求に一般化することに差し支えないのかについて、なおさら慎重な検討が必要であろうと述べるものとして、村田・前掲注5）法セ16頁がある。
- 15) 例えば、「明らか要件」がこの点を考慮したうえでの差止めにおける加重要件であるとするならば、加害者≠削除の相手方事例における要件として一般化しうるかもしれないが、本件でこの要件が採用されなかったことを見れば、そうとはいえないだろう。
- 16) 控訴審段階で同様の指摘をするものとして、平野・前掲注14）101頁。
- 17) 建部雅「一『人格権』としてのプライバシー侵害を理由とする差止の承認 二 プライバシー侵害を理由とするツイッターの削除請求に関する事例判断とその影響力」リマークス66号12頁。
- 18) 前掲注10）別冊NBL180号「取りまとめ」4頁。
- 19) 唐澤英城＝日下部祥史「インターネット上の投稿等の削除に関する実務の今後の展望——法務省の人権擁護機関が行う削除要請を念頭に」前掲注10）別冊NBL180号8頁。